ACSES ニュースレター_２４３８号（2023 年 1 月 12 日）

発行：NPO 法人教育研究機関化学物質管理ネットワーク（ACSES）事務局

―目次（25 頁）―

[1] 化学物質関係事故、事件関係
◇溶解液注入中、タンク転落か　富山の工場で従業員死亡〈新聞報道〉
◇ゆで卵に添加物認定外の薬品を使用か 食品加工会社役員ら逮捕〈放送報道〉
◇有毒部分を除去していないフグを販売　通報で発覚、回収指導　千葉〈新聞報道〉
◇作業室の一部焼く　高崎で工場火災〈新聞報道〉
◇工場の資材置き場で火事、ケガ人なし　千葉・船橋市〈Web 報道〉
◇上着ポケット内でモバイルバッテリー発火、炎が上がり男性やけど…ショッピング施設内〈新聞報道〉
◇その他の事故、事件
・消費生活用製品の重大製品事故:除雪機についての注意喚起、リコール製品で火災等(電気こんろ)〈消費者庁〉
・草刈り中にダニに刺されたか… 全身に発疹などツツガムシ病感染の 70 代男性死亡〈放送報道〉
・子どもが「加熱式たばこ」を誤飲。なぜ多い？加熱式”ならでは”の事情〈Web 報道〉
・アイフォーンに衝撃で意図せず 119 番　長野県内で誤通報が相次ぎ、多くはスキー場から　転倒が原因か〈新聞報道〉／「Windows 11 バージョン 22H2」の日本語変換にトラブル ～Microsoft が認める〈Web 報道〉
◇事故・事件対策、措置、訴訟等
・救急患者「搬送が困難な事例」1 週間に 7558 件 過去最多を更新〈放送報道〉
・石綿救済法に基づく指定疾病の認定に係る医学的判定結果について〈環境省〉
・石油ストーブにガソリンを誤給油するとどうなる？　東京消防庁の実験に「すぐ爆発すると思ってた」「危険なのことに変わりはない」〈Web 報道〉
・炎天下作業で死亡“新基準当てはまる”遺族が労災認定求め提訴〈放送報道〉
・元滋賀医大生、性的暴行で実刑　女子大生に集団で、懲役５年６月〈Web 報道〉
□大災害、原発事故対策
[大震災対策]
・巨大地震続発確率、最大９６％　南海トラフで３年以内―東北大など〈Web報道〉
[福島原発事故]
・食品中の放射性物質の検査結果について（１３２２報）〈厚生労働省〉
・原発事故後の復興拠点外に新区域　政府、福島の住民帰還へ法改正〈Web報道〉
[原子力施設全般]
・核融合発電、研究開発が加速　5年前倒しで原型炉建設〈新聞報道〉
[2] [特集] 新型コロナウイルス感染症
[状況]
◇省庁発表
◇マスコミ報道
[対策・予防]
◇省庁発表
◇ワクチン、検査薬、治療薬等
◇マスコミ報道
[3] 石綿障害予防規則の一部を改正する省令（厚生労働省令第２号）〈官報〉
[4] 医薬品
◇なぜ?薬が手に入らない…薬局を取材すると「子どもの熱さましや咳止めが壊滅的状況」ジェネリック医薬品の品薄の現状が…　長野〈Web 報道〉
[5] 肥料

竹の花（タケノハナ）＊

◇肥料の登録の有効期間を更新した件（農林水産省告示第 41 号）〈官報〉
◇輸入業者の名称及び肥料の名称の変更に係る届出があった件（農林水産省告示第 42 号）〈官報〉
◇肥料の登録が失効した件（農林水産省告示第 43 号）〈官報〉
◇肥料を登録した件（農林水産省告示第 44 号）〈官報〉
［6］食品安全衛生関係
◇酒類の保存のため物品を混和することができる酒類の品目等を定める等の件の一部を改正する件（国税庁告示第 1 号）〈官報〉
［7］廃棄物関係
◇手軽に回収し衣類廃棄を削減　環境省、再資源化へ調査〈Web 報道〉
［8］環境安全関係
◇南極オゾン層、2066 年に回復　1980 年水準へ対策結実〈Web 報道〉
［9］調査、公募、意見募集等
［公募、意見募集等］　１件　　［統計資料］　１件
［10］その他省庁発表　　２件
［11］関連会議等の開催案内、開催記録・報告、資料等
［開催案内］　17 件　　［開催記録、報告、資料等］　３件
［12］その他
◇インフルエンザ、感染症関係：10 件　　◇新化学物質、化学物質新利用技術等：２件　　◇その他：１件

＊　開花は 120 年に一度？珍しい竹の花が鎌倉に咲く　発見者も驚き
＜朝日新聞　2023 年 1 月 8＞　https://www.asahi.com/articles/ASR1675HCR15ULOB005.html
神奈川県鎌倉市の里山で竹の花が咲いた。横浜市こども植物園によると、開花は 60 年から 120 年に一度とも言われているという。

****

［1］***<u>化学物質関係事故、事件関係</u>***

◇<u>溶解液注入中、タンク転落か　富山の工場で従業員死亡</u>
＜北國新聞　2023 年 1 月 11 日＞
https://news.yahoo.co.jp/articles/4171be88bc914f5ac7b3d4f0c7146736f34997a7

9 日に富山市荒川 1 丁目の医薬品製造販売「テイカ製薬」本社工場で男性従業員がタンクの中に転落して死亡した事故で、男性が湿布薬の原料となる溶解液をタンクに注いでいたことが 10 日、富山中央署の調べで分かった。同署は男性が作業中に誤って転落した可能性が大きいとみて、原因を調べている。

同署によると、タンクは幅約 1 メートル、高さ約 1・4 メートルの円筒状で、湿布薬の原料となる溶解液が入っていた。ほかの従業員が男性がいないことに気付き、工場内を捜し、タンクの中で見つけた。通報を受けて駆けつけた富山市消防局の救急隊員らが男性を引き上げ、その場で死亡を確認した。

同署は 11 日以降、男性を司法解剖し、死因を詳しく調べる。男性が転落した原因や同社の安全管理の状況も捜査する。

同社は「事故原因の徹底調査を進め、安全対策の立案や再発防止に向け対応する」としている。

◇ゆで卵に添加物認定外の薬品を使用か 食品加工会社役員ら逮捕
＜NHK　2023 年 1 月 11 日＞　https://www3.nhk.or.jp/news/html/20230111/k10013946781000.html
ゆで卵などを製造・販売する岩手県八幡平市の食品加工会社で、使用が認められていない薬品を製造過程で使っていたとして、この会社の役員など 2 人が食品衛生法違反の疑いで逮捕されました。
逮捕されたのは八幡平市の食品加工会社「岩手エッグデリカ」の会長、田村昌則容疑者（65）と製造部門の統括的立場にあたる生産部次長の荒屋正弘容疑者（45）の 2 人です。
警察によりますと、2 人は商品の「味付ゆでたまご」を製造する際に食品添加物として認められていない薬品の「塩化ジデシルジメチルアンモニウム」を使用したとして食品衛生法違反の疑いが持たれています。
警察は「捜査に支障が出る」として認否を明らかにしていません。
この薬品は畜舎などの消毒に使われるもので先月の保健所の調査で「味付ゆでたまご」の殻の部分から高い濃度で検出されたため、県が会社を無期限の営業禁止処分にし、警察も捜査を進めていました。
警察が違法な製造の実態などを詳しく調べています。
この薬品が使われていた「味付ゆでたまご」は全国の大手コンビニエンスストアやスーパーマーケットなどで販売されていて、現在、会社が自主回収を進めています。
会社の大川幸男社長は「お客様や地元の皆様の信頼を裏切ることになりおわびします。社内でもチェック体制の整備などを進めていきます」と話しています。

◇有毒部分を除去していないフグを販売　通報で発覚、回収指導　千葉
＜朝日新聞　2023 年 1 月 10 日＞　https://www.asahi.com/articles/ASR1B3G44R17UDCB00B.html
　千葉県衛生指導課は 7 日、南房総市のとみうらマート物産館にある「みのや総合水産」が、一般客向けに有毒部分を除去していないコガネフグを販売したと発表した。
　同課によると、昨年 9 月ごろから販売され、今月 6 日には 7 匹売れたという。安房保健所に通報があり発覚した。保健所は同店に回収を指導した。県は購入者には食べずに同店（090・3217・9350）に連絡するよう呼びかけている。

◇作業室の一部焼く　高崎で工場火災
＜上毛新聞　2023 年 1 月 9 日＞　https://www.jomo-news.co.jp/articles/-/226381
　9 日午前 2 時 45 分ごろ、群馬県高崎市吉井町池、プラスチック加工会社の工場で、火災報知機が鳴っていると警備会社から 119 番通報があった。鉄筋コンクリート 2 階建て工場の作業室 1 部屋の一部約 360 平方メートルを焼いた。けが人はいなかった。
　高崎署によると、出火当時は工場は稼働していなかった。同署が出火原因を調べている。

◇工場の資材置き場で火事、ケガ人なし　千葉・船橋市
＜日テレ NEWS　2023 年 1 月 10 日＞
https://news.ntv.co.jp/category/society/d09c8a10d3024b238ba6f252976a9583
10 日早朝、千葉県にある工場の資材置き場で火事がありました。ケガ人はいないということです。
警察と消防によりますと、10 日午前 6 時半すぎ、千葉県船橋市で、「工場のわきに置いてある資材が燃えている」と工場の職員や付近の住民から複数の 119 番通報がありました。
火は、工場の資材置き場として利用されていた倉庫から出火しましたが、消防がポンプ車など 11 台で消火活動にあたり、約 2 時間半後に消し止められました。この火事によるケガ人はいないということです。
警察が詳しい出火原因を調べています。

◇上着ポケット内でモバイルバッテリー発火、炎が上がり男性やけど…ショッピング施設内
＜読売新聞　2023 年 1 月 10 日＞　https://www.yomiuri.co.jp/national/20230110-OYT1T50087/
　９日午後０時２０分頃、兵庫県伊丹市中央の「伊丹ショッピングデパート」４階通路で、買い物客の無職男性（２５）の上着から炎が上がっているのを通行人が見つけ、連絡を受けた警備員が１１９番した。男性は左脇腹

と左手の中指に軽いやけど。

伊丹署の発表によると、ジャンパーの左ポケットに入れていたモバイルバッテリーが発火した。スマートフォンを約１時間半、充電していたという。

男性は燃えているジャンパーを脱ぎ捨て、近くの人が消火器で消し止めた。

◇その他の事故、事件

・消費生活用製品の重大製品事故:除雪機についての注意喚起、リコール製品で火災等(電気こんろ)

＜消費者庁　2023 年 1 月 11 日＞　https://www.caa.go.jp/notice/entry/031785/

https://www.caa.go.jp/notice/assets/consumer_safety_cms202_230111_01.pdf

特記事項:

- 除雪機についての注意喚起
- 富士工業株式会社が製造し、サンウエーブ工業株式会社(現 株式会社 LIXIL)が販売した電気こんろのリコール(無償改修)

１．ガス機器・石油機器に関する事故：３件

（うち石油ストーブ（密閉式）１件、石油ストーブ（開放式）２件）

２．ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、製品起因が疑われる事故：１件

（うち電気こんろ１件）

３．ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、製品起因か否かが特定できていない事故：８件

（うちエアコン２件、電動立ち乗り二輪車１件、自転車１件、スピーカー（充電式）２件、除雪機（歩行型）１件、リチウム電池内蔵充電器１件）

・草刈り中にダニに刺されたか… 全身に発疹などツツガムシ病感染の 70 代男性死亡

＜千葉テレビ　2023 年 1 月 10 日＞　https://nordot.app/985347042942418944

千葉県船橋市に住む 70 代の男性が、ダニのツツガムシに刺されて感染症を発症し、死亡したことが分かりました。

船橋市によりますと、70 代の男性は、1 月 4 日、県南部に滞在する間、草刈りを実施しました。

その後、38 度の熱や全身の発疹などを発症し、病院を受診。

多臓器不全と診断され入院しましたが、1 月 22 日、敗血症で死亡したということです。

血液検査の結果、ツツガムシ病の陽性が判明しました。

県によりますと、病原体を持つダニに刺されると感染するツツガムシ病は、人から人への感染はないものの、死亡したケースは記録の残る 2006 年以降、県内で初めてです。

ダニ類のツツガムシは、県内では主に南部に生息していて、船橋市は山林に入るときは肌の露出を避けるなど対策を徹底し、症状が出た場合は医療機関で早めに受診するよう呼びかけています。

・子どもが「加熱式たばこ」を誤飲。なぜ多い？加熱式”ならでは”の事情

＜BuzzFeedJAPAN　2023 年 1 月 11 日＞

https://news.yahoo.co.jp/articles/cace38e8b7c99ea3d3ab291d61ee7cca37e363d4?page=1

火を出さずに吸える「加熱式たばこ」。この吸い殻を子どもが誤飲してしまう事故が後をたたない。テーブル上やごみ箱などに吸い殻が放置されているため、子どもが手に取ってしまうケースが確認されている。最近では熱を誘導するための金属片が入っている商品もあり、取り扱いには注意が必要だ。

加熱式たばことは？

一般社団法人日本たばこ協会（東京）によると、加熱式たばことは、たばこ葉を加熱して発生する蒸気を愉しむ製品。

一般的な紙たばこと違い、葉たばこを燃焼させないことが特徴だ。

近年、人気が高まっており、2021 年度の販売数量は 460 億本。前年度より 47 億本増えている。

誤飲が多い月年齢

加熱式たばこを吸うには、たばこ葉が詰められた「スティック」などを本体キットに差し込み、加熱する必要がある。
国民生活センターによると、このスティックなどを子どもが誤飲する事故が 2017～22 年度（10 月末まで）の約 6 年間で 112 件発生した。
年齢別では「9～11 か月」が 46 件（41%）で最も多く、「1～1 歳 2 か月」が 31 件、「6～8 か月」が 16 件と続いた。
寝返りやハイハイ、つかまり立ちをする時期に多く発生しているといえる。

誤飲した時に加熱式たばこが置いてあった場所

では、子どもはどのような状況でスティックなどを誤飲してしまうのだろうか。
約 6 年間で発生した 112 件のうち、最も多かったのは「テーブル・机の上」で 22 件だった。
国民生活センターによると、1 歳児は「高さ 50 センチの台の手前から 40 センチほど」は手が届くという。
そのほか、「ゴミ箱やゴミ袋の中にあった」（16 件）、「カバンの中」（9 件）、「床・畳に置いてあった」（6 件）が多かった。
「飲み物の缶などに廃棄されていた吸い殻を飲み残しの飲料とともに誤飲した」というケースも 4 件あった。

スティックの中に入った金属片が……

最近では、熱の誘導体として「金属片」が入れ込まれたスティックも販売されている。
昨年 6 月には、10 か月の男児がソファに置かれていた加熱式たばこからスティックを取り出して誤飲した。
緊急外来でレントゲンを撮ったところ、熱誘導体の金属片が胃のなかにあることがわかった。
金属片は翌朝に自然排出されたが、誤飲した際に口やのど、消化器官を傷つける可能性がある。

加熱式たばこの誤飲の特徴

また、消費者庁が 2021 年 1 月に行った調査では、子どもがたばこを「口に入れたことがある」「入れかけたことがある」と回答した人が 500 人中 94 人に上った。
吸い殻を自宅で捨てる場所（複数回答）として「灰皿」と回答した人は、紙たばこが 249 人だったのに対し、加熱式たばこは 98 人にとどまった。
一方、「リビングや自室のごみ箱」と加熱式たばこで回答した人は 50 人と、紙たばこより 35 人多かった。「台所のごみ箱」も 26 人多い 47 人だった。
つまり、加熱式たばこは火を使わないため、ごみ箱にそのまま吸い殻（スティック）を捨てる人が多い。
しかし、子どもにとっても手が届く場所にあるため、誤飲してしまう可能性があるということだ。
関係機関は誤飲を防ぐため、次のことに注意を呼びかけている。
1、家では禁煙を心がけ、子どもの目の前でたばこを吸わないようにする
2、子どもの手の届く場所や灰皿、ゴミ箱に放置しない
3、飲料の缶やペットボトルを灰皿代わりに使用しない

万が一誤飲した場合は……

112 件のうち、60%にあたる 68 件が治療や処置を受けており、「要通院」は 29 件、「要通院」は 8 件だった。
日本中毒学会理事の杉田学氏（順天堂大学医学部附属練馬病院教授）は消費者庁に寄せたコメントで、たばこの誤飲で「ニコチンによる急性中毒」が起きる危険性があると警鐘を鳴らしている。
杉田氏のコメントによると、血中のニコチン濃度が高くなると、血圧低下や不整脈、けいれんなどの症状が誤飲から数時間以内に起こる可能性がある。
万が一、子どもが誤飲してしまった場合は、口の中に残っているものをぬぐい、窒息に注意しながらうがいをさせる。
子どもが吐きたそうにしていれば吐かせたほうがいいが、無理やり吐かせたり、水や牛乳は無理に飲ませなくてもいいとしている。
また、重篤な症状は稀だが、たばこが浸っていた液体を飲み込んだ場合は大量のニコチンが溶け込んでいることから、「少しの量でも中毒症状が容易にあらわれ大変危険」と注意を呼びかけている。
誤飲の疑いがあった場合は、すぐに子どもの医療電話相談（#8000）や救急安心センター事業（#7119）に連絡し、必要があれば直ちに医療機関を受診する必要があるという。

・アイフォーンに衝撃で意図せず 119 番　長野県内で誤通報が相次ぎ、多くはスキー場から　転倒が原因か
＜信濃毎日新聞Ｄ　2023 年 1 月 11 日＞　https://www.shinmai.co.jp/news/article/CNTS2023011000914
https://news.yahoo.co.jp/articles/6cdd80df118451e729c89a928a7a0cd3775ebd4f

最新のスマートフォンやスマートウオッチ（腕時計型端末）などが意図せず作動し、誤って 119 番通報されてしまう事例が相次いでいることが 10 日、長野県内の全 13 消防局・消防本部への取材で分かった。衝突や転落を検出し、自動で通報する機能があるためで、多くがスキー場からだった。統計を取っている七つの消防局・消防本部では誤通報が昨年 9 月～今月 10 日に少なくとも 276 件に上り、他の六つでも事例があった。

県内での誤通報は米アップル社の最新のアイフォーンやアップルウオッチで主に起きている。同社ホームページによると、端末が事故などで激しい衝撃を検出すると「衝突事故に巻き込まれた可能性があるようです」などと通知を表示し、警告音を鳴らす。20 秒間反応がないと自動通報するが、設定で停止することもできる。

こうした機能は持ち主の命をつなぐ可能性がある一方、誤通報が消防にとって初動対応の負担となる。各消防局・消防本部の担当者は「誤って作動してしまった場合は電話を切らずに間違って通報したと伝えてほしい」などと呼びかける。

多くのスキー場を抱える大北地域を管轄する北アルプス広域消防本部（大町市）は、昨年 12 月 16 日から誤通報の統計を取り、今月 10 日までに 95 件を確認した。ほとんどが北安曇郡白馬村、小谷村のスキー場からだった。連絡が取れた持ち主に聞くと、スキーやスノーボードでの転倒が発信の原因とみられた。

一部は電話番号の桁数が多いなど外国人とみられ、折り返しの連絡ができない場合もある。「救急要請か間違いか分からず困る」といい、できる限り折り返しをするが、電話に出ない人や切ってしまう人も一定数いるという。

中野市と下高井郡山ノ内町を管轄する岳南広域消防本部は、同町の志賀高原の一部スキー場が営業開始後の昨年 11 月 19 日から統計を開始。今月 9 日までに最新のアイフォーンやアップルウオッチからの誤通報を 52 件確認し、1 件を除く全てがスキー場からだった。連絡が取れなかった 1～2 割については、スキー場のパトロール隊や警察に伝えるなどした。

飯山市などを管轄し、昨年 12 月 13 日～今年 1 月 8 日に 36 件の誤通報があったという岳北消防本部の担当者も大部分がスキー場からで「本人も消防にかけていることに気付かない。確認に時間がかかる」とこぼす。

木曽郡木曽町などを管轄し昨年 9 月～今月 10 日に 17 件の誤通報があった木曽広域消防本部によると、折り返しの連絡に持ち主が出なかった 4 件は位置情報で判明したスキー場に連絡した。担当者は「スキー場など現地で確認できる場合以外は、消防が確認に行く必要が出てくる」と話す。

一方、持ち主と連絡が取れず緊急出動する中で、交通事故も 1 件あった。長野市で昨年 12 月に起きた車の衝突事故では、男性のアイフォーンが自動で 119 番通報。男性は胸の痛みを訴える軽傷だったが、救急に結び付いた。市消防局通信指令課の渡辺孝課長（59）は「万が一事故にあって通報できなくても、自動で通報して命を守ることにつながる」と、適切な利用を促している。

・「Windows 11 バージョン 22H2」の日本語変換にトラブル ～Microsoft が認める
＜Impress Watch　2023 年 1 月 10 日＞　https://forest.watch.impress.co.jp/docs/news/1468860.html

米 Microsoft は 1 月 6 日（現地時間）、「Windows 11 バージョン 22H2」（2022 Update）に関する既知の問題を 1 件、新たに公表した。日本語、韓国語、中国語などのマルチバイト文字セットを使用する言語を入力する際、変換処理が正しく行われないことがあるという。

具体的な症状は以下の通り。

・ユーザーの意図しないテキスト範囲が勝手に変換対象として選択され、変換候補ウィンドウに予期しないオプションが表示される
・カーソルが予期しない位置に移動し、変換する際に間違ったテキストが選択されることがある。これにより、前記の症状が発生する

よくあるケースとしては、入力中にカーソル位置付近へ予測候補に加え変換候補ウィンドウが表示される。

影響範囲は「バージョン 22H2」の Windows 11 のみで、Windows 10 や初期リリースの Windows 11 には影響し

ないようだ。同社は現在解決に取り組んでおり、今後リリースされる更新プログラムで修正されるものと思われる。

◇*事故・事件対策、措置、訴訟等*

・救急患者「搬送が困難な事例」1週間に7558件 過去最多を更新

＜NHK　2023年1月11日＞　https://www3.nhk.or.jp/news/html/20230111/k10013947021000.html

今月8日までの1週間に、救急患者の受け入れ先がすぐに決まらない「搬送が困難な事例」は7558件と、前の週から400件増えて、3週連続で過去最多を更新したことが、総務省消防庁のまとめでわかりました。

総務省消防庁は患者の搬送先が決まるまでに、病院への照会が4回以上あったケースなどを「搬送が困難な事例」として、県庁所在地の消防本部など、全国の52の消防機関の報告をもとに毎週とりまとめています。

今月8日までの1週間は7558件で、過去最多だった前の週より400件増えて、3週連続で過去最多を更新しました。

これは、新型コロナウイルスの感染拡大前にあたる2019年度の同じ時期の5.24倍となっています。

このうち、新型コロナウイルスの感染が疑われるケースは2612件で、全体の35%を占めています。

「搬送が困難な事例」を地域別にみると

▽東京が3248件

▽大阪市が631件

▽横浜市が510件

▽千葉市が223件

▽さいたま市が217件

▽福岡市が278件

▽名古屋市が294件

▽仙台市が124件

▽札幌市が144件などとなっています。

新型コロナウイルスの感染拡大前にあたる2019年度の同じ時期と比べると

▽東京が5.1倍

▽大阪市が3.51倍

▽横浜市が6.07倍

▽千葉市が2.62倍

▽さいたま市が4.82倍

▽福岡市が17.38倍

▽名古屋市が18.38倍

▽仙台市が3.44倍

▽札幌市が3.79倍などとなっていて、

各地で感染拡大前に比べ「搬送が困難な事例」が増えています。

・石綿救済法に基づく指定疾病の認定に係る医学的判定結果について

＜環境省　2023年1月11日＞　https://www.env.go.jp/press/press_00986.html

環境大臣は、石綿による健康被害の救済に関する法律に基づき、(独)環境再生保全機構（以下「機構」という。）からの申出に対する医学的判定を令和５年１月６日（金）に行い、判定結果を機構に通知しましたのでお知らせします。

◎医学的判定の結果（別添「石綿健康被害救済法に基づく医学的判定の状況」）

　医療費等の申請に係る160件、特別遺族弔慰金等の請求に係る44件について医学的判定を行いました※１※２。

　これらのうち、石綿を吸入することにより当該指定疾病にかかったかどうか判定できなかったものについては、機構から申請者又は医療機関に対して判定に必要な資料の提出を求め、改めて判定を行うことになります。

※1　うち32件（医療費等：21件、特別遺族弔慰金等：11件）は、これまでに石綿を吸入することにより当該指定

疾病にかかったかどうか判定できないとされ、機構から申請者又は医療機関に対して判定に必要な資料を求めていたものについて、改めて判定を行ったものです。
※2 このほか、認定の更新申請に係る１件について、認定疾病が有効期間の満了後においても継続するとは認められないとの医学的判定が行われました。なお、認定の更新申請に係るその他の案件については、申請書に添付された診断書等において認定疾病が有効期間の満了後においても継続することが明らかであったことから、「石綿による健康被害の救済に関する法律の施行（救済給付の支給関係）について（通知）（令和元年５月７日 環保企発第1905071号 環境省大臣官房環境保健部長通知）」等に基づき、環境大臣に医学的判定を申し出ることなく、機構において更新の手続がとられています。
添付資料
別添「石綿健康被害救済法に基づく医学的判定の状況」　https://www.env.go.jp/content/000099124.pdf
---

・石油ストーブにガソリンを誤給油するとどうなる？　東京消防庁の実験に「すぐ爆発すると思ってた」「危険なのことに変わりはない」
＜ねとらば　2023年1月10日＞　https://nlab.itmedia.co.jp/nl/articles/2301/09/news051.html
　東京消防庁が公開した、石油ストーブにガソリンを誤給油する実験動画が注目を集めています。爆発すると思っていた人が多いようですが、ある意味もっと怖いかも……。
　この実験は、灯油を買いに来た客にガソリンを販売してしまう誤販売事故を想定して行われたもの。石油ストーブのカートリッジタンクに、ガソリンを給油して点火します。すると、意外にも点火後しばらくはちゃんと石油を入れた場合と区別がつかない状態となります。
　しかし、点火から約30分ほどすると、小さな炎が上がり始めました。さらに点火から40分が経過すると、大きな炎が立ち上がる状態に。点火後にストーブの元を離れていたら、火災につながってしまいそうです。
　さらに、誤って2種以上の危険物が混ざった「コンタミ」の誤販売が起きた場合を想定して、石油とガソリンが混ざった燃料を給油して点火。こちらも同じく、点火後時間がたってから異常燃焼により火が上がりました。
　この実験動画は2021年12月に公開されたものですが、2022年12月に愛媛でガソリン混入灯油が販売された事故が起きたことから今になって注目を集めたようです。

石油ストーブ「1.ガソリンの誤給油」
＜製品評価技術基盤機構(nite)
https://www.nite.go.jp/jiko/chuikanki/poster/nenshou/02040101.html
---

・炎天下作業で死亡“新基準当てはまる”遺族が労災認定求め提訴
＜NHK　2023年1月11日＞　https://www3.nhk.or.jp/kansai-news/20230111/2000069817.html
５年前の夏、兵庫県の建設現場で４４歳の男性が倒れてその後亡くなり、遺族が、残業時間がいわゆる「過労死ライン」に達しなくてもそれに近い実態があったうえ、連日、炎天下で作業をしており労災の新たな認定基準に当てはまるとして、労災認定を求める訴えを起こしました。
訴えを起こしたのは、兵庫県内の建設会社で働いていた枡之内秀行さん（当時４４歳）の妻です。
枡之内さんは、５年前の８月、兵庫県西宮市の住宅の建設現場でベランダの床の施工作業などを行っていたところ、くも膜下出血を発症して倒れ、搬送先の病院でおよそ１か月後に死亡しました。
伊丹労働基準監督署は枡之内さんが倒れる２か月前から６か月前までの１か月の平均残業時間が、「過労死ライン」とされる８０時間を超えていなかったなどとして、労災と認定しませんでした。
その後、厚生労働省がおととし９月、「過労死ライン」に達しなくてもそれに近い実態があり、作業環境の負荷などが認められれば、労災と認定するよう基準を見直したことから、妻は、去年、国の労働保険審査会に再審査を申し立てましたが、基準に該当しないとして再び退けられました。
妻は、▼残業時間は１か月あたり８０時間に近い状態だったうえ、▼連日、気温が３０度を大きく上回り、床などの照り返しの熱で著しく高温の屋外で作業を行っていたことは、新たな基準に当てはまると主張して、国に対して労災認定を求める訴えを大阪地方裁判所に起こしました。

妻は「暑くても作業服を着て、作業をしないといけないので本当に大変だったと思います。主人の死をむだにしたくないので本人がいちばん無念だったと思うので労災と認めてほしい」と話しています。

【男性の妻は】

３人の子どもの父親だった枡之内秀行さんは真面目で優しい人柄で、家族思いだったといいます。

妻は、「週に１回ぐらいしか休みがなく本当だったら家でゆっくりしたいだろうに、子どもたちとよく釣りや動物園に一緒に出かけていました。いちばん下の子がまだ小さかったので、子どもたちを残して先立ったことは心残りだったと思います」と話していました。

５年前の８月、枡之内さんは、連日気温が３０度を超える中、長袖にヘルメットをつけてベランダの床の施工作業などを行っていたところ、くも膜下出血を発症して倒れ、搬送先の病院でおよそ１か月後に亡くなりました。

ベランダでの作業は、床からの照り返しなどで著しい高温状態で、同僚からは「作業場は５０度以上になることもある」という証言も集まったということです。

妻は、「夫が働いていた環境が、暑い中だったということを認定基準に入れていただいていたと思っていたので、それでも認定されずだめだというのは、がっかりというか落胆というか、どうすればよいのかと思います。本人がいちばん無念で亡くなっていると思うので、仕事上で起こったことだと認めてほしいです」と話していました。

【国“コメントできない”】

国の労働保険審査会は、桝之内さんの妻が連日の炎天下での作業であり新たな過労死の認定基準に当てはまるとして、労災認定を求めて再審査を申し立てたのに対して、「夏の屋外作業環境として一般的に想定される範囲のもので、特筆すべき負荷要因があったとまでは認められない」として去年、退けていました。

今回、提訴されたことについて国は「訴状が届いていないのでコメントできません」としています。

【改定された基準とは】

厚生労働省は、働き方が多様化するなか、職場環境の変化に対応しようと、おととし（令和３年）、過労死の認定基準をおよそ２０年ぶりに見直しました。

過労死を認定する基準について、残業時間が▼病気の発症直前１か月に１００時間、または、▼発症前の２か月から６か月は１か月平均で８０時間を、超えた場合などとしていて、「過労死ライン」と呼ばれています。

改定された新たな基準では、残業時間がこの「過労死ライン」に達しない場合でも、それに近い残業があり、不規則な勤務や作業環境など労働時間以外の負荷が認められれば、仕事と病気の発症との関連性が強いと評価できると明記されました。

これによって、働く人の勤務の実態や負荷を労災認定の判断により反映させるねらいがあります。

【新基準で判断見直し各地で】

過労死の労災認定の新たな基準が設けられたあと、当初の労働基準監督署の判断が見直されるケースが各地で出ています。

去年６月、京都府で大手商用車メーカーに勤務し８年前に死亡した車両整備担当の社員について、労働基準監督署は、労災と認定しなかった当時の判断を見直し、労災を認定しました。

男性の残業時間は、いわゆる「過労死ライン」には達していませんでしたが、▼１か月平均で７７時間という残業時間に加えて、▼空調設備がないなか高温の蒸気で洗車する作業など著しい疲労の蓄積をもたらす過重労働があったとして労災を認定しました。

また、愛知県では４年前に死亡した保健施設の男性職員について、「労災にはあたらない」とした労働基準監督署の決定を愛知労働局が去年、取り消しました。

労働局は、「過労死ライン」には達していませんでしたが、休日のない連続勤務を繰り返していて、「著しい疲労の蓄積をもたらす、特に過重な業務だった」との判断を示しました。

・元滋賀医大生、性的暴行で実刑　女子大生に集団で、懲役５年６月

＜共同通信　2023 年 1 月 10 日＞　https://www.47news.jp/news/8791956.html

女子大学生に集団で性的暴行をしたとして、強制性交の罪に問われた元滋賀医科大の長田知大被告（25）に大津地裁は 10 日、懲役 5 年 6 月（求刑懲役 8 年）の判決を言い渡した。

大森直子裁判長は「被害者が苦しいと言っても意に介さず、人格を無視した卑劣で悪質な犯行態様」と批判し

た。

判決によると、大学の同級生だった２人と共謀し、昨年３月、飲食店で一緒に飲んでいた女子大学生に深夜から未明にかけて自宅で抱きつくなどした上で代わる代わる性的暴行を加えた。さらに、性的暴行する様子をスマートフォンで撮影した。

昨年５月の逮捕時は滋賀医大の６年生で、同９月に退学処分となった。

□*大災害、原発事故対策*

[大震災対策]

・巨大地震続発確率、最大９６％　南海トラフで３年以内―東北大など

＜時事ドットコム　2023 年１月 11 日＞　https://www.jiji.com/jc/article?k=2023011001026&g=soc

南海トラフの東西どちらかでマグニチュード８以上の巨大地震が発生した後、３年以内にもう片方でも巨大地震が続発する確率は４．３～９６％だと、東北大や東京大、京都大の研究チームが１０日、英科学誌サイエンティフィック・リポーツに発表した。

世界の過去約１１０年の地震統計から、より短期間での続発確率を計算すると、１カ月以内で２．６～８５％、１週間以内では２．１～７７％という。

確率の幅が広いのは、１３６１年以降の続発例を６回中２回とみる見方と、４回とみる見方があるため。東北大災害科学国際研究所の福島洋准教授は「数字で示した方が、続発する可能性の高さや不確実性をイメージしてもらいやすいのではないか」と話している。

南海トラフ地震臨時情報と防災対応の流れ（2019 年５月）

https://www.jiji.com/jc/graphics?p=ve_soc_earthquake20190329j-03-w660

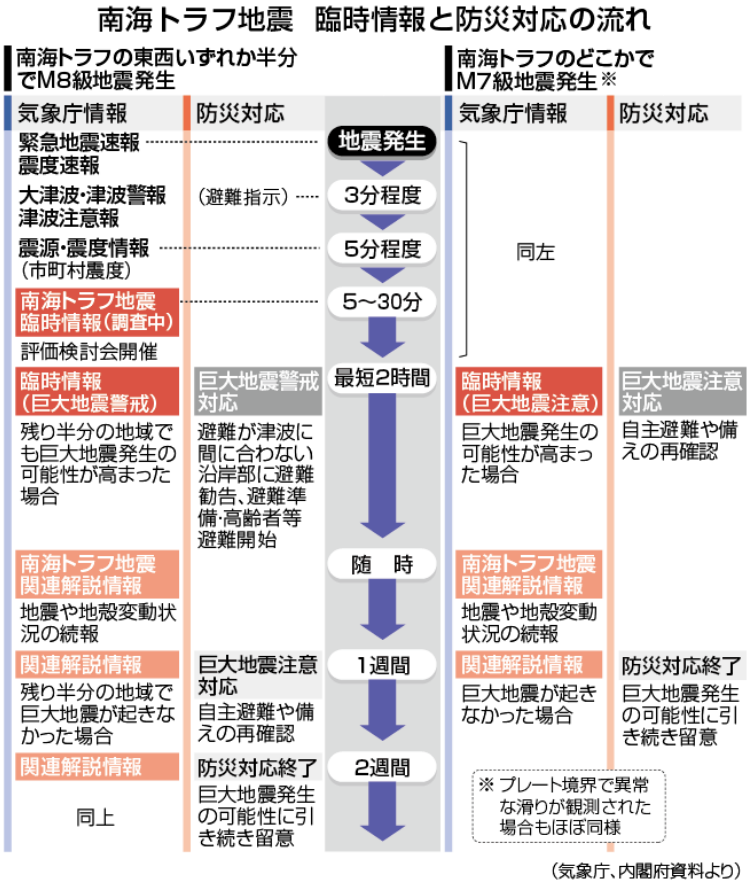

[福島原発事故]

・食品中の放射性物質の検査結果について（１３２２報）　（東京電力福島原子力発電所事故関連）

＜厚生労働省　2023 年１月 10 日＞　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=k3ekD3rnYSYG9BEBY

１　自治体の検査結果
小樽市、宮城県、仙台市、秋田県、栃木県、川越市、東京都、杉並区、神奈川県、横浜市、新潟県、静岡県、愛知県、滋賀県、京都府、大阪市、高知市
　※ 基準値超過　なし
２　緊急時モニタリング又は福島県の検査結果
　※ 基準値超過　８件

No.	39	福島県	イノシシ肉	(Cs : 110 Bq / kg)
No.	40	福島県	イノシシ肉	(Cs : 220 Bq / kg)
No.	41	福島県	イノシシ肉	(Cs : 260 Bq / kg)
No.	43	福島県	イノシシ肉	(Cs : 120 Bq / kg)
No.	44	福島県	イノシシ肉	(Cs : 230 Bq / kg)
No.	49	福島県	イノシシ肉	(Cs : 170 Bq / kg)
No.	52	福島県	イノシシ肉	(Cs : 460 Bq / kg)
No.	53	福島県	イノシシ肉	(Cs : 500 Bq / kg)

・原発事故後の復興拠点外に新区域　政府、福島の住民帰還へ法改正
＜共同通信　2023 年 1 月 7 日＞　https://www.47news.jp/news/8782044.html
　東京電力福島第 1 原発事故に伴う帰還困難区域のうち、先行的に除染している「特定復興再生拠点区域」（復興拠点）以外への住民帰還に向け、政府が新たな区域を設定する方向で調整していることが 7 日分かった。国費で除染する「特定帰還居住区域」（仮称）を盛り込んだ福島復興再生特別措置法改正案の通常国会提出を目指す。
　新たな居住区域は、放射線量が一定基準以下に低減していることや、復興拠点と一体的に町づくりができることなどを要件とする。住民の意向を踏まえ、市町村長が区域の範囲などを盛り込んだ計画を作り、国が認定する案が有力となっている。

[原子力施設全般]
・核融合発電、研究開発が加速　５年前倒しで原型炉建設
＜日経新聞　2023 年 1 月 11 日＞　https://www.nikkei.com/article/DGXZQOCD040FT0U3A100C2000000/
核融合発電は「逃げ水」といわれてきた。常に実用化が先延ばしになってきた歴史があるからだ。その歴史がいま変わろうとしているのだろうか。米英が積極的な開発戦略を打ち出した。これを受け日本の総合科学技術・イノベーション会議（CSTI）でも「前倒し」の議論が進む。
2022 年 9 月に議論を始めた CSTI 核融合戦略有識者会議の冒頭、高市早苗経済安全保障相は「核融合技術の商業化に向けた取り組みを加速していただ...
****
[2] *[特集] 新型コロナウイルス感染症*
[状況]
◇省庁発表
・新型コロナウイルス感染症の現在の状況について（令和５年１月 11 日版）
＜厚生労働省　2023 年 1 月 11 日＞　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=Q6dq5hxHrQw4n8_RY
・新型コロナウイルス感染症の患者等の発生について（検疫）
＜厚生労働省　2023 年 1 月 11 日＞　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=W79y_gRftRQgh9bJY

◇国内コロナ死者、累計６万人超え　１カ月余りで１万人増
＜共同通信　2023 年 1 月 8 日＞　https://www.47news.jp/news/8785005.html
　国内で報告された新型コロナ感染症の死者が 8 日、累計で 6 万人を超えた。昨年 12 月 1 日に 5 万人を超えたばかりで、1 カ月余りで 1 万人増えた。流行第 8 波で感染者数が膨らむ中、死者も大幅に増加している。8 日に新たに公表された死者は 301 人、感染者は 18 万 8594 人だった。

国内の死者は昨年２月に累計２万人を超えた後、12 月初めまで約３カ月に１万人のペースで増えてきた。流行第８波で 12 月以降は 200 人台や 300 人台の日が目立つようになった。

８日の死者は大阪 29 人、東京 28 人、埼玉 23 人など。感染者は東京１万 5124 人、大阪１万 2542 人、福岡１万 1704 人など。

◇新型コロナ 高齢者施設クラスターなど第７波のピーク前後の水準
＜NHK　2023 年１月 11 日＞　https://www3.nhk.or.jp/news/html/20230111/k10013947001000.html
---

[対策・予防]

◇省庁発表

・自費検査を提供する検査機関一覧を更新しました。
＜厚生労働省　2023 年１月 11 日＞　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=j2umKtCLYcDOUwsdY
・新型コロナウイルスに関する受診・相談センター／診療・検査医療機関等の情報を更新しました
＜厚生労働省　2023 年１月 10 日＞　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=M9cEr9pHwYamVIShY

◇ワクチン、検査薬、治療薬等

・新型コロナワクチンの接種を行う医療機関へのお知らせ
＜厚生労働省　2023 年１月 11 日＞　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=Y4dKxjxnjSwYv-3xY

◇コロナ後の神経症状に懸念　認知症のリスク要因に　乏しい日本の危機感

＜共同通信　2023 年１月 10 日＞　https://www.47news.jp/news/8555375.html

新型コロナウイルス感染症が脳や神経に及ぼす影響が懸念されている。急性期の症状が体にダメージを与えるほか、ウイルス感染による直接の影響もありそうだ。長く続く後遺症では強い疲労感で寝込んでしまう人がいるが、コロナ感染が長期的な認知症リスクを高めることも分かってきた。岐阜大の下畑享良教授（脳神経内科学）は「コロナはインフルエンザや風邪のウイルスとは全く異なる。無用な後遺症を避けるためにもマスク着用などの対策を続けることが大切だ」と話す。

▽働き盛り

感染の急性期に起きる異常のメカニズムはさまざまだ。ウイルスが神経を伝って脳に侵入するほか、脳と血管を隔てる「血液脳関門」というバリアーが破れ、ウイルスや炎症物質が脳に入り込むこともありうる。

感染によって血管内に血栓ができて周囲の神経を傷つけたり、異常な免疫反応によって自分の体を攻撃する「自己抗体」が作られたりすることもあると考えられている。

「こうした異常は直接・間接的な神経障害をもたらす。急性期からダメージが持続して起こり、後遺症になる人が多い」と下畑さんはみる。

米ワシントン大などのチームの国際分析では、疲労感や認知障害、呼吸障害といった後遺症を訴える人は女性に多く、また２０代からの働き盛りの世代が多くを占めていた。今後の社会的損失が懸念される。

▽衝撃的

カナダの研究チームは神経に関わる後遺症の４分類を提案した。

まずは「認知・気分・睡眠障害」。頭にもやがかかったようになるブレーンフォグに加え、不安やうつ症状などを伴う。さらに動悸（どうき）や頻脈が起き、うまく体温調節ができない「自律神経障害」。筋肉や神経などに痛みやしびれが起きる「疼痛（とうつう）症候群」もある。「運動不耐性」は筋力低下や呼吸困難、疲労感などを伴う。

下畑さんは「最近になって特に注目されているのが認知機能の低下だ」
と指摘する。英オックスフォード大のチームは各国の約１３０万人を分析し、コロナがインフルエンザなどの感染症と比べて神経症状の後遺症リスクが大きいことを示した。感染から２年たってもブレーンフォグなどが残り、認知症のリスクが高い状態が続いていた。

アルゼンチンの研究では、長く続く嗅覚異常が将来の認知症リスクと関係していることも分かった。「衝撃的な

結果。コロナ感染は認知症のリスク要因となる」と下畑さん。「２千万人以上が感染した日本でもこれから認知症が増えていく可能性がある」と話す。

▽持続感染

米国では後遺症に対処するための取り組みが加速している。イエール大やジョンズ・ホプキンズ大などの研究者らは９月、仮想的な研究組織「ロング・コビッド・リサーチ・イニシアチブ（ＬＣＲＩ）」を設立。患者や製薬会社などと協力し、病態解明と治療研究に乗り出した。

後遺症では原因不明の疲労感で起き上がれなくなる人がいる。場合によってはウイルスが体のどこかに潜んでいて、持続的な免疫反応を引き起こしている可能性がある。下畑さんは「そうした人を見分ける診断手法を開発し、抗ウイルス薬による治療を目指すのがＬＣＲＩの狙いだ」と説明する。

一方、患者データの利用が進まない日本の後遺症研究は立ち遅れており、神経症状への危機感も乏しい。「コロナはあらゆる神経症状を引き起こすやっかいなウイルス。政府が感染対策のガードを下げる方向に加速しているのが心配だ」と語る。

◇コロナ治療薬の緊急開発で実感した「平時の備え」の不足　塩野義製薬社長、次なるパンデミックに向け「社会の支援必要」

＜共同通信　2023 年１月 11 日＞　https://nordot.app/983667882288955392?c=39546741839462401

塩野義製薬が開発した新型コロナウイルス感染症の飲み薬ゾコーバが昨年１１月、厚生労働省に緊急承認された。国内で使用できる飲み薬としては米ファイザーのパキロビッド、米メルクのモルヌピラビルに続き３例目。国産では初めてで、これまでに約１万人に処方された。

今後、中国や韓国など海外での展開を本格化させるとともに、日本や米国で感染者の同居家族を対象に発症を予防する効果も検証する。手代木功社長に今後の展望を聞いた。（共同通信＝小川まどか）

▽患者に応じて三つの飲み薬の使い分けを

ゾコーバは、重症化リスクの有無に関係なく軽症や中等症の患者に使える。最終段階の臨床試験（治験）では、鼻水や喉の痛みなどオミクロン株に特徴的とされる５症状が約７日で消え、偽薬（プラセボ）を服用したグループより１日短縮された。

―承認から１カ月以上たちますが、現状をどう分析していますか。

「毎日１０万人ぐらいのコロナ感染者がいる中、ゾコーバが対象とする重症化リスク因子のない軽症・中等症の方はもっと多いと思うが、都道府県が決めた医療機関と薬局でしか扱えない中ではまずまずかなと思っています。１万例は一つの節目で、今のところ安全性については臨床試験で認められたものとほぼ変わらない。処方した医師からもフィードバックをもらっており、使ってもらえば満足いただけるのではないかという自信を深めています」

「症状が消失するまでの期間を１日短縮させる効果について、１日しかないなら使わなくていいとの声もありますが、インフルエンザ治療薬と同程度です。ゾコーバは５日間服用しますが、４日目には感染力のあるウイルスが９８％程度いなくなっている。プラセボ群は５０％程度です。オミクロン株の症状は軽いと言われるが、誰かに感染させてしまう可能性はあるわけで、ウイルスを早期にたたいておくことはさまざまな意義があるのではないでしょうか」

―既に２種類の飲み薬がある中で、新たに選択肢が加わる意義は。

「ファイザーのパキロビッドもメルクのモルヌピラビルも治験はワクチンを接種していない患者さんのデータで、オミクロン株の流行前です。ゾコーバはオミクロン株流行期に、ワクチン接種・非接種を問わず治験を実施し、有意差を出した世界で初めての薬です。データに基づき、患者に応じて使い分ける必要があると思います」

▽中国のニーズは「非常に大きい」

―海外展開の見通しは。

「韓国では先日、条件付き製造販売承認を申請しました。中国に関しては年末からかなり（当局の）エンジンがかかった感じがしています。私たちとしては１～３月のできるだけ早いタイミングで承認申請できればいいなと思っています。データは事前に提出しているので、承認までのタイミングはそう遠くないと感じています。中国はゼロコロナからウィズコロナへの移行が急激でした。（パキロビッドに続き）昨年末にモルヌピラビルが承認

されたので、ある程度武器は持っていた方がいいということなんだろうと思います。現地生産の体制も整え、承認をいただければ２千万人分ぐらいはなんとか提供できる。ニーズは非常に大きいと思っています」

「アメリカでは米食品医薬品局（ＦＤＡ）が発症予防の治験に関心を示しています。良い結果が出ているものがないので、予防投与で承認が取れれば大きい。アクセルを踏もうかなと思っています。私たちはインフルエンザ治療薬ゾフルーザでも予防効能の承認を取っており、ノウハウはありますが、コロナの場合、主要評価項目をどう設定するのか、日米欧の規制当局と協議しているところです」

―後遺症の治療薬としての治験は考えていますか。

「後遺症の定義が世界的に定まっていないため、承認を取るための治験を実施するのは難しい。これまでの処方データを基にプラセボ群と比較するとか、飲み薬を作っている各社は悩んでいるところです。私たちも承認申請までの治験に参加した患者で、ご協力いただける方の追跡調査を行っていますが、どの程度科学的なのか、なかなか難しいです」

▽流行状況に左右される感染症事業「継続できる環境を」

―感染症への備えをどう進めていけばいいでしょうか。

「今回学んだのは、薬をつくって治験するだけでは感染症の準備なんか全然できないということです。もっと総合的に取り組んでいかないといけない。どういうことかと言うと、例えばゾコーバを作るために私たちはインフルエンザ治療薬ゾフルーザのラインを全て止めています。そう考えると、ファイザーやメルクのような巨大企業はグローバルにネットワークを持っているので早期に一定の数をグローバルに届けることができた。今度、別のパンデミックが訪れた際は、今回汗をかいた分、もうちょっとうまくやれると思いますが、そういう備えが必要でした。次に向けてやるべきことが見えてきたなと思います」

「もう一つは社会の支援です。感染症は工場を建てて人を雇っても、流行しなければ稼働しない。ある年は全く作りませんでした、では会社としてはしんどい。生産ノウハウを持っている人がいなくなると困ります。継続性が重要で、何とか応援していただきたい。今年、コロナの感染症法上の扱いが５類になり、マスクもなくなって元の生活に戻った時に『よかった、よかった』で終わると次回も同じことになってしまう。産官学プラス社会という枠組みの中で、平時から備えをして、いざという時のスピードを上げていくことが重要です」

―緊急承認制度ができて第一号の承認となりましたが、振り返ってみてどうでしょうか。

「昨年７月にいったん緊急承認が見送られた際はとても残念でしたが、中間段階の治験で明確な結果が出ていませんでした。あの時点では数百例で、安全性を含め、まだ説得力が弱かったと思います。当時は第７波のまっただ中だったので１分１秒でも早く出したいという思いはあったのですが、厳しい使用制限が付くよりは、１１月に承認され、その間の４カ月は無駄ではなかったです」

◇マスクで気になる口臭、防ぐには？　歯や舌の汚れを落とす注意点

＜毎日新聞　2023 年 1 月 11 日＞　https://mainichi.jp/articles/20230109/k00/00m/100/108000c

◇鼻出しマスクで反則負け、将棋　順位戦、日浦八段

＜共同通信　2023 年 1 月 10 日＞　https://www.47news.jp/news/8793432.html

10 日に大阪市の関西将棋会館で指された将棋の第 81 期名人戦 C 級 1 組順位戦、日浦市郎八段（56）―平藤真吾七段（59）戦で、日浦八段が鼻を出してマスクを着用していたとして、新型コロナウイルス流行を受けた臨時対局規定違反で反則負けとなった。

関係者によると、対局開始後、平藤七段から審判役を担う立会人に相談があった。立会人が何度か注意したが、日浦八段が応じなかったという。

同様のケースとして、佐藤天彦九段（34）が昨年 10 月、名人戦 A 級順位戦でマスクを外して反則負けした。これに対し、佐藤九段は日本将棋連盟に不服申立書を提出している。

****

[3] 石綿障害予防規則の一部を改正する省令（厚生労働省令第２号）

［官報］　令和 5 年 1 月 11 日　本紙　第 893 号　1～2 頁

https://kanpou.npb.go.jp/20230111/20230111h00893/20230111h008930001f.html

○厚生労働省令第２号

労働安全衛生法（昭和四十七年法律第五十七号）第二十七条第一項、第百条第一項及び第百三条第一項の規定に基づき、石綿障害予防規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和５年１月 11 日　　厚生労働大臣　　加藤　勝信

石綿障害予防規則の一部を改正する省令

石綿障害予防規則（平成十七年厚生労働省令第二十一号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改　正　後	改　正　前
（事前調査及び分析調査） **第三条**　（略） ２・３　（略） ４　事業者は、事前調査については、前項各号に規定する場合を除き、適切に当該調査を実施するために必要な知識を有する者として厚生労働大臣が定めるものに行わせなければならない。ただし、石綿等が使用されているおそれが高いものとして厚生労働大臣が定める工作物以外の工作物の解体等の作業に係る事前調査については、塗料その他の石綿等が使用されているおそれがある材料の除去等の作業に係るものに限る。 ５・６　（略） ７　事業者は、事前調査又は分析調査（以下「事前調査等」という。）を行ったときは、当該事前調査等の結果に基づき、第一号から第十号まで及び第十二号前段に掲げる事項（第三項第三号から第八号までの場合においては、第一号から第四号までに掲げる事項に限る。）の記録を作成し、当該記録並びに第十一号及び第十二号後段に掲げる書類を事前調査を終了した日（分析調査を行った場合にあっては、解体等の作業に係る全ての事前調査を終了した日又は分析調査を終了した日のうちいずれか遅い日）（第三号及び次項第一号において「調査終了日」という。）から三年間保存するものとする。 一～八　（略） 九　事前調査を行った者の氏名 十　（略） 十一　第四項の事前調査を行った場合においては、	（事前調査及び分析調査） **第三条**　（略） ２・３　（略） ４　事業者は、事前調査のうち、建築物及び船舶に係るものについては、前項各号に規定する場合を除き、適切に当該調査を実施するために必要な知識を有する者として厚生労働大臣が定めるものに行わせなければならない。 ５・６　（略） ７　事業者は、事前調査又は分析調査（以下「事前調査等」という。）を行ったときは、当該事前調査等の結果に基づき、次に掲げる事項（第三項第三号から第八号までの場合においては、第一号から第四号までに掲げる事項に限る。）の記録を作成し、これを事前調査を終了した日（分析調査を行った場合にあっては、解体等の作業に係る全ての事前調査を終了した日又は分析調査を終了した日のうちいずれか遅い日）（第三号及び次項第一号において「調査終了日」という。）から三年間保存するものとする。 一～八　（略） 九　事前調査のうち、建築物及び船舶に係るもの（第三項第三号に掲げる方法によるものを除く。）を行った者（分析調査を行った場合にあっては、当該分析調査を行った者を含む。）の氏名及び第四項の厚生労働大臣が定める者であることを証明する書類（分析調査を行った場合にあっては、前項の厚生労働大臣が定める者であることを証明する書類を含む。）の写し 十　（略） （新設）

当該事前調査を行った者が同項の厚生労働大臣が定める者であることを証明する書類の写し 十二　分析調査を行った場合においては、当該分析調査を行った者の氏名及び当該者が前項の厚生労働大臣が定める者であることを証明する書類の写し	（新設）
８・９　（略）	８・９　（略）
（事前調査の結果等の報告） **第四条の二**　事業者は、次のいずれかの工事を行おうとするときは、あらかじめ、電子情報処理組織（厚生労働省の使用に係る電子計算機と、この項の規定による報告を行う者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。）を使用して、次項に掲げる事項を所轄労働基準監督署長に報告しなければならない。 一・二　（略） 三　工作物（第三条第四項ただし書の厚生労働大臣が定める工作物に限る。）の解体工事又は改修工事（当該工事の請負代金の額が百万円以上であるものに限る。） 四　（略）	（事前調査の結果等の報告） **第四条の二**　事業者は、次のいずれかの工事を行おうとするときは、あらかじめ、電子情報処理組織（厚生労働省の使用に係る電子計算機と、この項の規定による報告を行う者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。）を使用して、次項に掲げる事項を所轄労働基準監督署長に報告しなければならない。 一・二　（略） 三　工作物（石綿等が使用されているおそれが高いものとして厚生労働大臣が定めるものに限る。）の解体工事又は改修工事（当該工事の請負代金の額が百万円以上であるものに限る。） 四　（略）
２　前項の規定により報告しなければならない事項は、次に掲げるもの（第三条第三項第三号から第八号までの場合においては、第一号から第四号までに掲げるものに限る。）とする。 一～四　（略） 五　第三条第七項第五号、第八号、第九号、第十一号及び第十二号に掲げる事項の概要 六・七　（略）	２　前項の規定により報告しなければならない事項は、次に掲げるもの（第三条第三項第三号から第八号までの場合においては、第一号から第四号までに掲げるものに限る。）とする。 一～四　（略） 五　第三条第七項第五号、第八号及び第九号に掲げる事項の概要 六・七　（略）
３～５　（略）	３～５　（略）

附　則

この省令は、令和八年一月一日から施行する。

****

[4] ***医薬品等***

◇なぜ?薬が手に入らない…薬局を取材すると「子どもの熱さましや咳止めが壊滅的状況」ジェネリック医薬品の品薄の現状が…　長野

＜信越放送　2023 年 1 月 10 日＞ https://newsdig.tbs.co.jp/articles/-/268791?display=1

****

[5] ***肥料***

◇肥料の登録の有効期間を更新した件（農林水産省告示第 41 号）

［官報］　令和 5 年 1 月 11 日　本紙　第 893 号　2～5 頁

https://kanpou.npb.go.jp/20230111/20230111h00893/20230111h008930002f.html

肥料の登録の有効期間更新 141 件が公示された。

◇輸入業者の名称及び肥料の名称の変更に係る届出があった件（農林水産省告示第 42 号）

［官報］　令和 5 年 1 月 11 日　本紙　第 893 号　5 頁

https://kanpou.npb.go.jp/20230111/20230111h00893/20230111h008930005f.html
肥料の輸入業者の名称及び肥料の名称の変更２件が公示された。

◇肥料の登録が失効した件（農林水産省告示第 43 号）

［官報］ 令和５年１月 11 日 本紙 第 893 号 5～6 頁

https://kanpou.npb.go.jp/20230111/20230111h00893/20230111h008930005f.html
肥料の登録失効５件が公示された。

◇肥料を登録した件（農林水産省告示第 44 号）

［官報］ 令和５年１月 11 日 本紙 第 893 号 6 頁

https://kanpou.npb.go.jp/20230111/20230111h00893/20230111h008930006f.html
肥料の新規登録 30 件が公示された。
****

［6］ ***食品安全衛生関係***

◇酒類の保存のため物品を混和することができる酒類の品目等を定める等の件の一部を改正する件（国税庁告示第１号）

［官報］ 令和５年１月 10 日 本紙 第 892 号 2 頁

https://kanpou.npb.go.jp/20230110/20230110h00892/20230110h008920002f.html

○国税庁告示第１号

酒税法施行規則（昭和三十七年大蔵省令第二十六号）第十三条第八項第三号の規定に基づき、酒類の保存のため物品を混和することができる酒類の品目等を定める等の件（平成九年国税庁告示第五号）の一部を次のように改正し、令和五年一月十日から適用する。

令和５年１月 10 日　　国税庁長官　　阪田　　渉

次の表により、改正前欄に掲げる規定をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定に改める。

改　正　後

酒類の品目	混和することができる物品名
全酒類	活性炭、フィチン酸、寒天、ゼラチン、アルギン酸ナトリウム、カラギナン、ベントナイト、活性白土、ケイソウ土、微小繊維状セルロース、小麦粉、グルテン、卵白、柿タンニン、タンニン（抽出物）、二酸化ケイ素、ポリビニルポリピロリドン、コラーゲン、パパイン、プロテアーゼ、キトサン、エンドウたんぱく、エリソルビン酸、エリソルビン酸ナトリウム、窒素、アルゴン、ウレアーゼ、炭酸カルシウム、炭酸カリウム、炭酸水素ナトリウム、炭酸ナトリウム、アンモニア又はイオン交換樹脂
みりん	［略］
ビール又はは発泡酒	［略］
果実酒及び	ペクチナーゼ、ヘミセルラー　ゼ、β

改　正　前

酒類の品目	混和することができる物品名
全酒類	活性炭、フィチン酸、寒天、ゼラチン、アルギン酸ナトリウム、カラギナン、ベントナイト、活性白土、ケイソウ土、微小繊維状セルロース、小麦粉、グルテン、卵白、柿タンニン、タンニン、二酸化ケイ素、ポリビニルポリピロリドン、コラーゲン、パパイン、プロテアーゼ、キトサン、エンドウたんぱく、エリソルビン酸、エリソルビン酸ナトリウム、窒素、アルゴン、ウレアーゼ、炭酸カルシウム、炭酸カリウム、炭酸水素ナトリウム、炭酸ナトリウム、アンモニア又はイオン交換樹脂
みりん	［略］
ビール又はは発泡酒	［略］
果実酒及び	ペクチナーゼ、ヘミセルラー　ゼ、β

甘味果実酒	ーグルカナーゼ、カゼイン、カゼインナトリウム、カオリン、パーライト、ばれいしょたんぱく質、酵母たんぱく質抽出物、キチングルカン、ビニルイミダソールービニルピロリドン共重合体、カゼインカリウム、フェロシアン化カリウム、Ｌ－アスコルビン酸、Ｌ－アスコルビン酸ナトリウム、亜硫酸水素カリウム液、二酸化硫黄、ＤＬ－酒石酸水素カリウム、ＬＩ酒石酸水素カリウム、アラビアガム、クエン酸、カルボキシメチルセルロースナトリウム、メタ酒石酸、ＤＬ－酒石酸カリウム、微結晶セルロース、酵母自己消化物、酵母細胞壁、不活性酵母、Ｌ－酒石酸カルシウム、ソルビン酸、ソルビン酸カリウム、リソチーム、二炭酸ジメチル、Ｌ－酒石酸カリウム又は炭酸水素カリウム	甘味果実酒	ーグルカナーゼ、カゼイン、カゼインナトリウム、カオリン、パーライト、ばれいしょたんぱく質、酵母たんぱく質抽出物、キチングルカン、ビニルイミダソールービニルピロリドン共重合体、カゼインカリウム、Ｌ－アスコルビン酸、Ｌ－アスコルビン酸ナトリウム、亜硫酸水素カリウム液、二酸化硫黄、ＤＬ－酒石酸水素カリウム、ＬＩ酒石酸水素カリウム、アラビアガム、クエン酸、カルボキシメチルセルロースナトリウム、メタ酒石酸、ＤＬ－酒石酸カリウム、微結晶セルロース、酵母自己消化物、酵母細胞壁、不活性酵母、Ｌ－酒石酸カルシウム、ソルビン酸、ソルビン酸カリウム、リソチーム、二炭酸ジメチル又はＬ－酒石酸カリウム
（注）［略］ ５　キチングルカン、ビニルイミダソールービニルピロリドン共重合体、フェロシアン化カリウム、メタ酒石酸、ＤＬ－酒石酸カリウム、微結晶セルロース、酵母自己消化物、酵母細胞壁、不活性酵母、Ｌ－酒石酸カルシウム、Ｌ－酒石酸カリウム又は炭酸水素カリウムを混和することができる果実酒及び甘味果実酒は、ぶどうを主原料としたもの限る。		（注）［略］ ５　キチングルカン、ビニルイミダソールービニルピロリドン共重合体、メタ酒石酸、ＤＬ－酒石酸カリウム、微結晶セルロース、酵母自己消化物、酵母細胞壁、不活性酵母、又はＬ－酒石酸カリウムを混和することができる果実酒及び甘味果実酒は、ぶどうを主原料としたもの限る。	
備考　表中の傍線部分は改正部分であり、［　］の記載は注記である。			

****

［7］*廃棄物関係*

◇手軽に回収し衣類廃棄を削減　環境省、再資源化へ調査

＜共同通信　2023 年 1 月 8 日＞　https://www.47news.jp/news/8785133.html

環境省は、消費者が着なくなった衣類を手軽に回収に出せる仕組みづくりに向けて実態調査を始めた。衣類は製造工程で大量の水を使い、二酸化炭素（CO2）排出も多いことから、古着利用や再資源化を進めて環境への負荷を軽減する狙いがある。自治体や企業、消費者を対象に 2022 年 10 月から衣類に特化して調査し、回収量や再資源化に向けた課題を探る。

同省の推計では、国内で 20 年に供給された衣類は約 82 万トン。手放された衣類は約 79 万トンで、3 分の 2 の約 51 万トンが廃棄されており、大量消費、大量廃棄からの転換が急がれる。

****

［8］*環境安全関係*

◇南極オゾン層、2066 年に回復　1980 年水準へ対策結実

＜共同通信　2023 年 1 月 10 日＞　https://nordot.app/985302290189926400

国連環境計画は 9 日、南極上空のオゾン層が 2066 年ごろまでに、極端な減少がみられるようになる前の 1980 年の水準に戻るとの予測を発表した。北極では 2045 年、他の地域で 40 年までに回復する見込み。国際協調でオ

ゾン層破壊物質が 99%近く削減されており、対策が続くことが前提だとした。

成層圏のオゾン層は太陽からの有害な紫外線を吸収する。エアコンの冷媒やスプレー缶の噴射剤などに使われた物質「フロン」に破壊され、南極でオゾンホールが発生。皮膚がん増加の懸念も強まり、1987 年のモントリオール議定書でフロンなどの生産と消費が禁じられた。

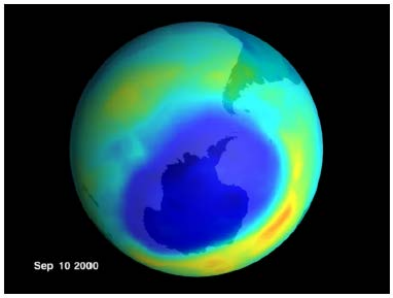

2000 年 9 月に南極上空で観測されたオゾンホール（NASA 提供）

****

[9] ***調査、公募、意見募集等***

[公募、意見募集等]

◇令和４年度（第２次補正予算）産業廃棄物適正処理推進費補助金に係る補助事業者（執行団体）の募集について

＜環境省　2023 年 1 月 10 日＞　https://www.env.go.jp/press/press_00974.html

---

[統計資料]

◇鉱工業出荷内訳表、鉱工業総供給表（2022 年 11 月分）

＜経済産業省　2023 年 1 月 11 日＞

https://www.meti.go.jp/statistics/tyo/utiwake/result-1.html?pk_campaign=mm_statistics

****

[10] ***その他省庁発表***

◇種苗法第四十九条第一項第五号の規定に基づき品種登録を取り消した件（農林水産省告示第 35～40 号）

［官報］　令和 5 年 1 月 10 日　本紙　第 892 号　5～6 頁

https://kanpou.npb.go.jp/20230110/20230110h00892/20230110h008920005f.html

---

◇特定研究成果活用支援事業計画の認定等に関する省令の一部を改正する省令（文部科学省・経済産業省令第 1 号）

［官報］　令和 5 年 1 月 10 日　本紙　第 892 号　1 頁

https://kanpou.npb.go.jp/20230110/20230110h00892/20230110h008920001f.html

○文部科学省・経済産業省令第１号

産業競争力強化法（平成二十五年法律第九十八号）を実施するため、特定研究成果活用支援事業計画の認定等に関する省令の一部を改正する省令を定める。

令和 5 年 1 月 10 日　　文部科学大臣　　永岡　桂子

経済産業大臣臨時代理　国務大臣　　岡田　　樹

特定研究成果活用支援事業計画の認定等に関する省令の一部を改正する省令

特定研究成果活用支援事業計画の認定等に関する省令（平成二十六年文部科学省・経済産業省令第二号）の一部 を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分は、これに対応する改正後欄に掲げる規 定の傍線を付した部分のように改める。

改　正　後	改　正　前

（特定研究成果活用支援事業計画の認定） **第三条**　主務大臣は、法第十九条第一項の規定により特定研究成果活用支援事業計画の提出を受けた場合において、速やかに同条第三項の定めに照らしてその内容を審査し、当該特定研究成果活用支援事業計画の認定をするときは、その提出を受けた日から原則として一月以内に、当該認定に係る申請書に次のように記載し、これを認定書として申請者に交付するものとする。 「産業競争力強化法第19条第１項の規定に基づき同法第２条第10項に規定する特定研究成果活用支援事業を実施する者として認定する。」 ２・３　　［略］	（特定研究成果活用支援事業計画の認定） **第三条**　主務大臣は、法第十九条第一項の規定により特定研究成果活用支援事業計画の提出を受けた場合において、速やかに同条第三項の定めに照らしてその内容を審査し、当該特定研究成果活用支援事業計画の認定をするときは、その提出を受けた日から原則として一月以内に、当該認定に係る申請書に次のように記載し、これを認定書として申請者に交付するものとする。 「産業競争力強化法第19条第１項の規定に基づき同法第２条第７項に規定する特定研究成果活用支援事業を実施する者として認定する。」 ２・３　　［略］
備考　表中の［　］は注記である。	

附　則

この省令は、公布の日から施行する

◇令和５年度大学入学者選抜での新型コロナウイルス感染症対策に伴う個別学力検査の追試等の対応状況について

＜文部科学省　2023年1月10日＞　http://mailmaga.mext.go.jp/c/agogadat1MgTigb0

****

[11] ***関連会議等の開催案内、記録・報告、資料等***

[開催案内]

・第231回中央環境審議会環境保健部会化学物質審査小委員会合同会合の開催について　　1月17日

＜環境省　2023年1月10日＞　https://www.env.go.jp/press/press_01021.html

第一部【公開※1】

（1）　第一種特定化学物質に指定することが適当とされたペルフルオロヘキサンスルホン酸（PFHxS）及びその塩が使用されている製品で輸入を禁止するものの指定等について

（2）　優先評価化学物質のリスク評価（一次）評価Ⅱにおける評価等について

審議物質①　ヒドロキノン（#203）【生態影響】

審議物質②　α－（ノニルフェニル）－ω－ヒドロキシポリ（オキシエチレン）（別名ポリ（オキシエチレン）＝ノニルフェニルエーテル）（#86）【生態影響】

（3）スクリーニング評価におけるデフォルトの有害性クラスを適用する一般化学物質に係る優先評価化学物質の判定及び今後の進め方について

（4）　その他

第二部【非公開※2】

（1）　新規化学物質の審議について

（2）　その他

・令和４年度第９回薬事・食品衛生審議会薬事分科会化学物質安全対策部会化学物質調査会／化学物質審議会第224回審査部会／第231回中央環境審議会環境保健部会化学物質審査小委員会　　1月17日

＜経済産業省　2023年1月10日＞

https://wwws.meti.go.jp/interface/honsho/committee/index.cgi/committee/49066

1. 新規化学物質の審議について

2. その他

・令和４年度第９回薬事・食品衛生審議会薬事分科会化学物質安全対策部会化学物質調査会／令和４年度化学物質審議会第４回安全対策部会／第231回中央環境審議会環境保健部会化学物質審査小委員会　　1月17日

＜経済産業省　2023年1月10日＞
https://wwws.meti.go.jp/interface/honsho/committee/index.cgi/committee/48869
1. 第一種特定化学物質に指定することが適当とされたペルフルオロヘキサンスルホン酸（PFHxS）及びその塩が使用されている製品で輸入を禁止するものの指定等について
2. 優先評価化学物質のリスク評価（一次）評価Ⅱにおける評価等について＜審議物質①　ヒドロキノン（#203）【生態影響】　／　審議物質②　α－（ノニルフェニル）－ω－ヒドロキシポリ（オキシエチレン）（別名ポリ（オキシエチレン）＝ノニルフェニルエーテル）（#86）【生態影響】＞
3. スクリーニング評価におけるデフォルトの有害性クラスを適用する一般化学物質に係る優先評価化学物質の判定及び今後の進め方について
4. その他
・「第７回　医薬品の迅速・安定供給実現に向けた総合対策に関する有識者検討会」を開催します　　１月１３日
＜厚生労働省　2023 年 1 月 11 日＞　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=2z_yfoTfNZSgB1pJY
- 革新的医薬品の迅速な導入について
- 医療系ベンチャー企業等からのヒアリング
- その他

・令和４年度第１回発がん性評価ワーキンググループを開催します　　１月 18 日
＜厚生労働省　2023 年 1 月 11 日＞　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=LckEiHIpw2JW8bG_Y
（１）　がん原性試験結果の評価について
（２）　その他
・食品安全委員会 農薬第二専門調査会（第 24 回）の開催について　　１月１８日
＜内閣府　2023 年 1 月 10 日＞
http://www.fsc.go.jp/senmon/nouyaku/annai/nouyaku_annai_dai2_senmon_24.html
（１）農薬（ジメスルファゼット）の食品健康影響評価について
（２）その他
・特別用途食品の許可等に関する委員会の開催について　　1 月 20 日
＜消費者庁　2023 年 1 月 10 日＞　https://www.caa.go.jp/notice/entry/031543/
1. 特別用途食品の許可等に関する委員会運営規程の改正
2. 許可基準型病者用食品(経口補水液)の新設
3. その他
・中央社会保険医療協議会薬価算定組織　資料　令和４年度第５回、第６回
第５回：令和４年１０月１８日、第６回：令和４年１０月２５日
＜厚生労働省　2023 年 1 月 10 日＞　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=s1eEL1rHQQYm1AohY
新薬の薬価改定について
・第 103 回コーデックス連絡協議会（開催案内）　　1 月 31 日
＜厚生労働省　2023 年 1 月 10 日＞　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=H_sog_Zr7aqKeJyNY
＜消費者庁　2023 年 1 月 10 日＞　https://www.caa.go.jp/notice/entry/031734/
（１）コーデックス委員会の活動状況
ア 今後の活動について
・第 26 回食品残留動物用医薬品部会（CCRVDF）
・第 43 回栄養・特殊用途食品部会（CCNFSDU）
イ 最近コーデックス委員会で検討された議題について
・第 45 回総会（CAC）
・第 53 回食品衛生部会（CCFH）
（２）その他
・消費生活用製品の安全確保に向けた検討会　　1月17日
＜経済産業省　2023年1月10日＞

https://wwws.meti.go.jp/interface/honsho/committee/index.cgi/committee/49008
1. 検討会の趣旨と参加者
2. 消費生活用製品の安全確保に向けた 製品安全４法を巡る課題・論点
3. 今後のスケジュール
・第六次環境基本計画に向けた基本的事項に関する検討会（第２回）の開催について　　1月 16 日
＜環境省　2023 年 1 月 10 日＞　https://www.env.go.jp/press/press_01006.html
（1）環境省説明「目指すべき持続可能な社会の姿について等」
（2）有識者からのヒアリング
（3）意見交換
（4）その他
・「第５回職場適応援助者の育成・確保に関する作業部会」（オンライン会議）を開催します（開催案内）
　　1月 17 日
＜厚生労働省　2023 年 1 月 10 日＞　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=vVmKIVTJTwgo2gYvY
・総合資源エネルギー調査会　省エネルギー・新エネルギー分科会　省エネルギー小委員会　荷主判断基準ワーキンググループ（第１１回）　　1月12日
＜経済産業省　2023年1月10日＞
https://wwws.meti.go.jp/interface/honsho/committee/index.cgi/committee/49047
1. 改正省エネ法を踏まえた荷主関係告示（案）等について
・第３回2050年カーボンニュートラルに向けた若手有識者研究会　　2月2日
＜経済産業省　2023年1月10日＞
https://wwws.meti.go.jp/interface/honsho/committee/index.cgi/committee/49086
1. 政策検討のポイント
2. カーボンニュートラルに向けた食料・農林水産業の CO2 等削減・吸収技術の開発プロジェクトに関する議論
3. 質疑応答、自由討議
4. 全体講評
・第２回2050年カーボンニュートラルに向けた若手有識者研究会　　1月26日
＜経済産業省　2023 年 1 月 10 日＞
https://wwws.meti.go.jp/interface/honsho/committee/index.cgi/committee/49067
1. 政策検討のポイント
2. カーボンニュートラルに向けた CO2 の分離回収等技術開発プロジェクトに関する議論
3. 質疑応答、自由討議
4. 全体講評
・基礎研究振興部会（第９回）　　1 月 12 日
＜文部科学省　2023 年 1 月 10 日＞　http://mailmaga.mext.go.jp/c/agogadat1MgTigbG
1. 基礎科学をはじめとした令和５年度予算（案）について
2. 数理科学の展開に係る最新の動向について
3. 創発的研究支援事業の改善の方向性について
・質の高い教師の確保のための教職の魅力向上に向けた環境の在り方等に関する調査研究会（第２回）の開催について【WEB 開催】　　1 月 16 日
＜文部科学省　2023 年 1 月 10 日＞　http://mailmaga.mext.go.jp/c/agogadat1MgTigbI
1. 令和４年度 教育委員会における学校の働き方改革のための取組状況調査結果概要について
2. 委員からの発表
3. その他
・学校施設の在り方に関する調査研究協力者会議（第２回）を開催します　　1 月 16 日
http://mailmaga.mext.go.jp/c/agoiadavgSrgybbF
(1) 学校施設の脱炭素化に関するワーキンググループの審議状況の報告について

(2) 質的改善・向上ワーキンググループの設置について
(3) その他
・原子力科学技術委員会　原子力研究開発・基盤・人材作業部会（第 15 回）の開催について　　1 月 18 日
＜文部科学省　2023 年 1 月 11 日＞　http://mailmaga.mext.go.jp/c/agoiadavgSrgybbH
1. 原子力人材、原子力イノベーションを取り巻く最近の状況について
2. 教育研究機能の集約化について
3. その他
・シンポジウム「わたしたちの子どものための街づくり～地層処分問題と共創する未来～」を開催します
　　2 月 10 日
＜経済産業省　2023 年 1 月 10 日＞
https://www.meti.go.jp/press/2022/01/20230106002/20230106002.html?from=mj
---

[開催記録、報告、資料等]
・令和４年度第１回化学物質のリスク評価検討会（発がん性評価ワーキンググループ）資料
＜厚生労働省　2023 年 1 月 11 日＞　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=0zf6dozXPZyoD1NBY
（１）がん原性試験結果の評価について
（２）その他
配付資料
資料１－１：ブチルアルデヒドのがん原性試験結果概要（ラット）
資料２－１：ブチルアルデヒドの中期発がん性試験結果概要（rasH2マウス）
資料３－１：アリルアルコールのがん原性試験結果概要（ラット）
資料４－１：アリルアルコールの中期発がん性試験結果概要（rasH2マウス）
・「農林水産省鳥インフルエンザ防疫対策本部」の開催について　　1月9日
＜農林水産省　2023年1月9日＞　https://www.maff.go.jp/j/press/syouan/douei/230109_2.html
・大学院段階の学生支援のための新たな制度に関する検討会議（第４回）議事録　　12 月 15 日
＜文部科学省　2023 年 1 月 11 日＞　http://mailmaga.mext.go.jp/c/agoiadavgSrgybbG
****

[13] ***その他***

◇インフルエンザ、感染症関係

・予防接種情報
＜厚生労働省　2023 年 1 月 10 日＞　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=C-88l-J_-b6ebLWZY

・野鳥における高病原性鳥インフルエンザ発生状況について　（陽性確定、石川県金沢市（野鳥国内 145 例目））
＜環境省　2023 年 1 月 11 日＞　https://www.env.go.jp/press/111118_00085.html
・茨城県における高病原性鳥インフルエンザの疑似患畜の確認及び「農林水産省鳥インフルエンザ防疫対策本部」の持ち回り開催について
＜農林水産省　2023 年 1 月 9 日＞　https://www.maff.go.jp/j/press/syouan/douei/230109.html
・群馬県で確認された高病原性鳥インフルエンザの疑似患畜（国内52例目）の遺伝子解析及びNA亜型の確定について
＜農林水産省　2023年1月10日＞　https://www.maff.go.jp/j/press/syouan/douei/230110.html
・宮崎県における高病原性鳥インフルエンザの疑似患畜の確認及び「農林水産省鳥インフルエンザ防疫対策本部」の持ち回り開催について
＜農林水産省　2023 年 1 月 10 日＞　https://www.maff.go.jp/j/press/syouan/douei/230110_2.html
・千葉県で確認された高病原性鳥インフルエンザの疑似患畜（国内53例目）の遺伝子解析及びNA亜型の確定について
＜農林水産省　2023年1月11日＞　https://www.maff.go.jp/j/press/syouan/douei/230111.html

・新潟県で確認された高病原性鳥インフルエンザの疑似患畜（国内55例目）の遺伝子解析及びNA亜型の確定について
＜農林水産省　2023年1月11日＞　https://www.maff.go.jp/j/press/syouan/douei/230111_3.html
・福岡県で確認された高病原性鳥インフルエンザの疑似患畜（国内54例目）の遺伝子解析及びNA亜型の確定について
＜農林水産省　2023年1月11日＞　https://www.maff.go.jp/j/press/syouan/douei/230111_4.html
・鹿児島県南九州市で発生した高病原性鳥インフルエンザ（国内 39 例目）に係る移動制限の解除について
＜農林水産省　2023 年 1 月 11 日＞　https://www.maff.go.jp/j/press/syouan/douei/230111_5.html

・鳥インフル異例の急拡大　殺処分 1 千万羽に危機感
＜共同通信　2023 年 1 月 10 日＞　https://www.47news.jp/news/8792461.html
　今シーズンの高病原性鳥インフルエンザによる鶏などの殺処分対象数が 10 日、初めて計 1 千万羽を突破した。養鶏場などでの感染は過去最悪となる異例のペースで広がり、歯止めがかかっていない。発生やまん延を防ぐため、農林水産省はウイルスの侵入防止対策や衛生管理の徹底を畜産農家らに呼びかけている。
　2022 年秋に始まった今シーズンは、養鶏場などでの国内発生事例数が過去最多を更新し、23 道県の計 57 例に上る。野鳥での発生も相次いでおり、専門家からは「環境中に存在する目に見えないウイルスの量が増えているのではないか」との見方も上がる。

◇*新化学物質、化学物質新利用技術等*
・アトピー性皮膚炎の"かゆみ"原因を解明し薬を発見 佐賀大学医学部の教授らが発表【佐賀県】
＜さがテレビ　2023 年 1 月 10 日＞　https://www.sagatv.co.jp/news/archives/2023011012022
悩む人も多い、アトピー性皮膚炎の”かゆみ”について原因の一つを突き止め、改善する薬を発見したと佐賀大学医学部の教授らが発表し、今後、治療薬として開発するということです。
【佐賀大学医学部 出原賢治教授】
「ペリオスチンという分子が、アトピー性皮膚炎の病態を形成するのに重要な役割をはたしているということを約 10 年前に明らかにし、発表しています。ただ当時は、このペリオスチンがかゆみにどのような作用をするかというのは明らかにしていない、その作用を止めるような物質も見つけていなかった。それを今回明らかにしたというのがこの 10 年での研究での進歩」
この研究は佐賀大学医学部の出原賢治教授らが取り組んだもので、アトピー性皮膚炎の強いかゆみの原因の一つについて、タンパク質のペリオスチンだと突き止めたということです。
その後の研究でペリオスチンを阻害する、CP4715 という薬をマウスに投与したところかゆみが改善することがわかり、アトピー性皮膚炎のかゆみに対する治療薬として開発を進めるとしています。
この CP4715 は、元々製薬会社が開発していたもので、現在特許も申請中だということです。
今回の研究成果は、基礎医学で権威があるアメリカのセル・リポーツ誌に掲載され、オンラインでも発表されました。
出原教授は「原因は多様なので万能ではないが、基礎的な研究を進め安全性を確認し、薬として承認されることを目指したい」と話しています。

・「全固体ナトリウム電池」実現へ、九大が電極形成法を開発した意義
＜日刊工業新聞　2023 年 1 月 10 日＞　https://newswitch.jp/p/35332
九州大学の賈淑帆研究員と林克郎教授らは、全固体ナトリウム電池の電極形成法を開発した。電極と電解質の接触状態が改善し、過電圧を低く抑えられた。塗布で形成でき実用化しやすい。ナトリウムを使うことで資源リスクを抑えられ、安全性の高い電池の実現につながる。
酸化物系セラミックスの全固体電池を開発する。ナトリウムとジルコニウムなどを含む NZSP セラミックス電解質とナトリウムとチタンなどを含む NTP 電極活物質を組み合わせる。NZSP と NTP は結晶構造が同じで化学組成も似ているため親和性がある。

ただ焼結すると性能が落ちる。そこでNTP組成のガラス粉末を塗布して低温で焼結する方法を開発した。加熱温度は850度C。電極と電解質が緻密に接触する。
半電池を作ると2・2ボルトで充放電でき、過電圧は0・03ボルトと低かった。マイナス20度Cの環境での容量低下はリチウムイオン電池（LiB）よりも少なかった。時計の駆動もできる。
酸化物系全固体電池は熱的、化学的、機械的に丈夫で安全性が高い。ナトリウムで実現することで、リチウムの資源制約から解放される。

◇***その他***

・リケジョ育成、日米連携へ　首脳会談でジェンダー協議
＜共同通信　2023年1月7日＞　https://www.47news.jp/news/8781651.html
　米国のカトリーナ・フォトバット国際女性問題担当代理大使は7日までにワシントンで共同通信と会見し、STEM分野（科学、技術、工学、数学）への女性の進出、人材育成に向けた日米連携を推進する意向を明らかにした。13日の日米首脳会談でもジェンダー（社会的性差）平等の促進が議題の一つになると断言した。
　バイデン米大統領と岸田文雄首相の会談では、日米同盟の深化が主題となる見通し。両政府が力を入れる女性の権利拡大や、女性の視点を反映させた政策を推進する方針なども再確認するとみられる。
********** 以上 **********